

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 茨城高教組・分会代表者会議

4月4日(土曜) 10:00-12:00

水戸市民会館 2階会議室

## なくせ貧困！春の県民大集会

4月4日(土曜) 13:30-15:00

水戸駅南・平和公園

# 十年研で更新・講習開講・公務取扱について早期検討約束



茨城県高等学校教職員組合は3月12日、教員免許更新制に関して茨城県教育委員会との労使交渉を実施した。(更新制の問題点・要求事項については [www.mito.ne.jp/~iba-kou/kikanshi/987.pdf](http://www.mito.ne.jp/~iba-kou/kikanshi/987.pdf)、並びに [/989.pdf](#)、[/990.pdf](#))

当局側の出席者は特別支援教育課飯塚裕治総括課長補佐、同関勤係長(教員免許事務担当)、高校教育課藤田昌人総括課長補佐、同柴原宏一人事担当課長補佐、同石崎弘美指導担当課長補佐、他5人。

冒頭、飯塚補佐が一括回答をおこなったが、要求事項をいずれも受け入れないとするものであるうえ、県議会対応を口実として短時間での打ち切りを表明するなど、無責任姿勢を示した。これに対し、茨城高教組交渉団は、地方公務員法抵触、文科省傳達・中教審答申への背馳などの諸問題を追及し、さらに事前アンケートによる教員側の意向と筑波大等の開講計画との不一致を示す数値データを用いて逐一反論し、当初回答を概ね撤回

させ、一部の即時実行のほか、重要事項のすべてについて、再検討と再回答を約束させた。

### 情報伝達を怠る校長・教頭

まず問題になったのが、ほとんどの職場で管理職員が免許更新に関する伝達を怠ってきた点。2月13日には全県小中高校の管理職員を対象に説明会が開かれ、資料等も交付されたにもかかわらず、多くの学校で一切伝達がおこなわれていない。伝えたととしても、2010年度末に更新時期を迎える教員にしか伝えていないのが通例である。

県教委側(回答：高教課藤田総括課長補佐。以下同じ)は、ただちに全校の校長に指示をおこなうことを約束した(翌13日、高教・特教両課長名で全校校長に対し、全教員への情報伝達をおこなうよう文書で指示をおこなった)。

### 先着順ネット受付・人数不足

アンケート結果によると、8割以上の教員が県内大学で夏季

休業中に受講することを希望しているのに対し、筑波大・茨城大あわせて、半分以下の800人しか収容できない計画になっている。さらに、インターネットによる先着順受付が予告され、不安が広がっている。夏季休業中を逃すと、例えば6月の「土日土土土」のような過密日程を余儀なくされる。これらの点に

ついて、県教委は、講座日程の適正化について大学側に申し入れをおこなうことを約束した。

### 県教委実施・十年研による認定

大学の講習が需要を満たさないことが明らかであることから、茨城県教育委員会も更新講習を実施すべきであると強く追及した。県教委は、早急に検討のう

え回答するとした。さらに、十年次研修によって免許更新認定する件について特教課飯塚総括課長補佐は、「年齢により該当と非該当の不公平がある」として否定的姿勢を示した。しかし組合から更新年齢を勘案して各人の十年研の受講年をずらすなどの解決策を提示し、県教委は再検討・再回答を約束した。

### 更新講習受講の公務性

飯塚補佐の「免許は個人の資格」とする論理では、受講に際しての公務災害補償がおこなわれないほか、勤務時間中の申込み(PC操作)が職務専念義務違反行為になる。「個人の資格」という前提が誤りなのである。県教委は再検討を約束した。□

## 土曜模試裁判で地公災基金弁護士が決定的錯誤

### 証拠を読み誤り、“ベネッセが雇用者”と主張

2004年7月4日、土曜日に学校で実施された模擬試験の監督業務のため出勤する途上、後続車に追突されて障害を負った日立二高の教諭が、公務外認定処分の取り消しを求めて行政訴訟を提起した。茨城高教組顧問弁護士で県弁護士会長の谷萩陽一弁護士を代理人とし、昨年10月10日水戸地方裁判所に提訴した。(災害の状況と地方公務員災害補償基金支部による公務外認定処分、さらに同支部審査会が審査請求を棄却した経緯については、[www.mito.ne.jp/~iba-kou/kikanshi/957.pdf](http://www.mito.ne.jp/~iba-kou/kikanshi/957.pdf)、並びに [/958.pdf](#)、[/965.pdf](#))

### “ベネッセ=雇用者”説を蒸し返す

被告・地公災基金の代理人は、2月10日の公判においてはじめて本格的な反論をおこない、監督業務に

あたった教員は民間企業のベネッセ・コーポレーションに雇用されていたものであり、公務すなわち地方公務員としての仕事をしていたのではないから「公務遂行性」は認められない、と主張した。

この主張は、じつは2007年の基金支部審査会における審査の際にも、基金支部が主要な論点として申立てていたものであった。それに対し教諭側が、本県においては県立高校教員を雇用した事実はないとするベネッセ高校大学部関東事業所長の証言を提出し、審査会は「雇用関係を証する資料は確認できず、処分庁[基金支部]の主張する民間業者[ベネッセ]が実施したという事実は確認できない」と断言した。

“ベネッセ=雇用者”説は、行政側の審査会から見てもおよそ成り立

たず、決着済みのものである。

(なお、支部審査会は基金支部の唯一の論拠をしりぞけておきながら、職員会議で模試の実施を決めても校長の職務命令とは言えず、[県教委が押印を禁じていることを無視して]出勤簿への押印がないから公務ではないという支離滅裂な口実によって、審査請求を棄却した。)

### 証拠の読み間違い

被告・基金側は、破綻した論点を再び持ち出すに際して、ベネッセ作成の文書を証拠として提出した。これは、学校主催の模試に問題を提供する現行の形態から、ベネッセが模試の主催者となり教員をアルバイトとして雇用する方式への転換を図ろうとして、県内の或る高校に提出した文書である。この方式は、関西な

ど数県で実施されているが、地方公務員法が原則として禁止する営利企業従事にあたるため茨城県教委が承認しないとしていることもあり、本県では実現していないものである。

この文書は、“ベネッセ=雇用者”方式は実行されていないことを立証するために、教諭側が支部審査会に対して提出したものであり、支部審査会は前述の通りの判断をした。

被告側弁護士は、審査会での審理記録を閲覧してこの文書を目にとめ、“ベネッセ=雇用者”ではないことの証拠であるものを、あろうことか“ベネッセ=雇用者”を示す証拠だと勘違いしたうえで、裁判所に対して提出したものである。

被告代理人の橋本勇弁護士は、元自治省の官僚で、『逐条地方公務員法』の著者としても知られ、行政当局の代理人としてその方面では有名なが、学校の実情には疎いようで、それが今回の致命的ミスを招いたのである。誤りに気づかない地公災基金の実態も露呈し、原告主張の妥当性が一層明らかとなった。□

# 「いのちと健康を守る茨城センター」設立

2月14日、水戸市の青少年会館で「働くもののいのちと健康を守る茨城センター」の設立総会が開催された。

略称「いのちと健康茨城センター」の設立構成団体は、茨城県労働組合総連合（茨城労連）、茨城県自治体労働組合連合（自治労連）、茨城県高等学校教職員組合、茨城県医療労働組合連合会（医労連）、水戸翔合同法律事務所、茨城県民主医療機関連合会（民医連）の6団体。

会長には、石井啓一（民医連）、副会長には安江祐（翔法律事務所）、桜井和夫（茨城労連）、事務局長には大月昭次（茨城労連）の各氏が選出された。

会の目的と今年の活動方針は次のとおり。

### ○ 目的

働く人々の労働条件や作業環境によって起こる労働・公務災害をなくし、さらには日常生活とも関わって『労働・生活習慣病』などを予防し、安全の確保と完全な補償の実現、保健活動を軸とした健康づくりをめざす取り組みを通して、働く人々の生命と健康を守ること。

### ○ 2009年度活動方針

- 1 学習・宣伝行動
  - \* 労働法制、運動の学習・交流会の開催

\* 「いのちと健康茨城センターニュース」の発行

\* 労働基準法、労働安全衛生法の職場への情宣

2 専門家等の協力を得ての働く者の安全と衛生に関する相談

3 「働くもののいのちと健康を守る全国センター」との連携

### ○ 記念講演

#### ILO187号条約批准の意義

設立記念講演は、東京社会医学研究センター理事の村上剛志氏が「労働安全衛生法の活用でいのちと健康を守ろう」と題しておこなった。

村上氏は、「労働安全衛生に関しては、コペルニクスの転換が始まった」とし、ILO187号条約（安全衛生の促進的条約）を日本が世界で最初に批准（2007年7月24日）したことの重要性を指摘した。

これにより、文部科学省の「安全衛生体制の整備について」の通知（2007年12月）や労働契約法への「安全配慮義務」の明記（2008年3月）など体制整備が進んでいることを紹介し、今後は法令・通達・指針を生かす活動が重要だとした。

#### CEART 勧告の意義

2008年12月にILO・ユネス

コ共同委員会（CEART委員会）が、日本政府及び各教育委員会に対し、「教員の地位に関する勧告」違反の是正を求める勧告をおこなった。

今回の勧告で特に重要なことは、「給与と関係する教員評価制度を根本的に再検討すべき」とした点である。

すなわち、「給与決定を目的としたいかなる勤務評定制度も、関係教員団体との事前協議およびその承認なしに採用し、あるいは運用されてはならない」とするもので、教員の地位を守るための画期的・歴史的な内容である。

今回のCEART勧告は、教員にとってだけでなく、一般の公務職場や民間の労働者にとっても、注目すべき勧告である。

#### 労働組合は職場に「労安の風」を

このように村上氏は、働く者の安全と健康を守るためには、ILO勧告や政府通達等を生かした活動が重要性を持ってきていることを強調した。

そして村上氏は、「労働者のいのちと健康を守るためには学習が大切」と強調し、いのちと健康の問題は「民主主義の根幹」、「社会・事業・行政の根幹」であり、労働安全衛生法を職場に生かしていくためには、労働組合の役割が極めて重要である、と結んだ。 □

**給与振込は<ろうきん>へ**  
**4月には 職員の皆様の給与振込み口座変更手続き期間です!**

**給与振込みは2口座まで指定可能です**

**給合米料** → **振込指定** → 中央労働金庫〇〇支店  
 ▲▲銀行〇〇支店

※給与振込は、2口座まで指定ができます。  
 お手続きの方法や期限は各学校の給与担当者へご確認いただき  
 まよう、お願いいたします。5月給与から変更になります。

---

**ろうきんのキャッシュカードはこんなに便利**

**お引き出し**  
 <ろうきん>のカードは、ゆうちょ銀行・銀行  
 信金・コンビニなどのATM・CDでもお引き出しが  
 できます。  
**しかも**  
**セブン銀行ATMで利用すれば**  
**お引き出し手数料無料**  
**朝7時から夜7時まで**  
**夜7時以降は手数料をキャッシュバック!**

**キャッシュバックサービス**  
 <ろうきん>では、<ろうきん>のカードで、ゆうちょ  
 銀行・銀行・コンビニなどのATM・CDを利用した際  
 のお引き出し手数料をキャッシュバックします!

対象取引 ①普通預金口座のお引き出し  
 ②マイプラン(カード型)のお引き出し

キャッシュバック 1口座あたり1ヶ月につき日付・時刻の早い順に  
 の回数 10回までとなります。  
 ※お引き出し手数料は、翌月20日に<ろうきん>がおお客様の  
 (<ろうきん>)の普通預金口座へご入金します。  
 ※キャッシュバックサービスは個人のお客様が対象となります。

1 (中央ろうきん)以外のATMで  
 2 お引き出し  
 3 翌月の20日...  
 4 手数料が戻ってくる!

※設置場所や時間帯によりご利用できない  
 場合があります。  
 ※手数料がかかるのが  
 ※お入金  
 ※戻ってる!

---

**<ろうきん>に給与振込指定の方には インターネット/モバイルバンキングによる  
 振込手数料をキャッシュバックします**

対象取引を <ろうきん>に給与振込をご指定の方(注1)による普  
 通預金からのインターネット/モバイルバンキングで  
 のお振込み  
 キャッシュバック  
 の回数(注2)  
 お1人様あたり1ヶ月につき日  
 付・時刻の早い順に3回までと  
 なります。

(注1)当金庫のシステムにて判定可能なご契約に限ります。(注2)翌月20日(休業日の場合は前営業日)にお振込手数料をお引きしたお客様  
 の<ろうきん>普通預金口座へご入金します。※キャッシュバックサービスは個人のお客様が対象となります。

**普通預金・キャッシュカードを希望される方は**  
**中央ろうきん水戸南支店 ☎029-248-5700または最寄りの営業店までご連絡ください。**